

多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできる

まちづくり条例 逐条解説

令和4年3月

多摩市健康福祉部障害福祉課

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び責務（第3条－第5条）

第3章 差別の解消（第6条－第13条）

第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策（第14条・第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

（前文）

全ての人には、障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。しかし、障がい者は生活する上で多くの制限を受け、長きにわたって差別を受けてきました。障がい者はその差別と闘い続け、「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」など、障がい者の人権を守る枠組みが整えられ、ようやく障がい者の声を受け止められる社会になってきました。

私たちが住んでいる多摩市内にも、たくさんの障がい者が暮らしています。施設や病院、親元を離れ、障害があっても地域で自らが選択した生活をする人も増えてきました。多摩市は、障がいのある人と様々な意見を交わし、共に歩み、地域で安心して生活することができるよう取組を進めてきました。少しずつまちのバリアは解消されてきたものの、今なお差別はあり、障がい者は生きづらさや困難を感じる状況に置かれています。

その生きづらさや困難は、移動、買物、遊び、住まい、就労、医療、教育、災害、意思疎通などのあらゆる場面で、障がい者を想定していない設備や条件、障がい者への偏見などの社会のバリアが原因となって生じています。人には皆異なる人格や個性があること、違いがあることを誠実に受け止め、多摩市、市民及び事業者が協力してこのような状況を変えていかななくてはなりません。

私たちは、誰もが健やかで幸せを実感できる健康都市の実現のためにも、障がい者への差別をなくし、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが暮らしやすい共生社会を目指し、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定の背景や基本姿勢を明らかにするためにつくったものです。この条例により、障がい者への差別をなくし、障害のある人とない人が区別されることなく、共に安心して暮らすことのできるまち（共生社会）を目指します。このことは、市が目指す、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市の実現にもつながるものです。

【条例制定の経緯】

平成18年に国際連合総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されました。その後、日本でも、「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定などの法整備が進むとともに、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定されました。

平成30年には、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下、「東京都障害者差別解消条例」という。）」が施行され、全国的にも障害者差別解消条例を制定する自治体が増えてきた中で、本市でも障がい当事者の方々から条例をつくってほしいという声をいただいています。

また、平成30年4月の市長選において、条例の制定が選挙公約に掲げられたことから、平成30年7月から条例制定に向けた準備を始めました。

条例をつくるまでには、以下のような取り組みを基に多くの方の意見を伺いながら、約2年をかけて条例案を作成しました。

- 障がい当事者を含む市民や市内民間事業者へのアンケートの実施（平成31年2月18日から3月29日まで）

※関係機関、民間事業者への配布分については平成31年4月26日まで、教育関係者への配布分については令和元年5月31日まで

- 障害について考えるワークショップの開催（令和元年6月9日、16日）
- 条例（素案）に対するパブリックコメントの実施（令和元年12月23日から令和2年1月24日まで）
- 多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会における協議（令和元年5月から令和2年3月までの期間で8回開催）

条例案は、令和2年6月の多摩市議会において全会一致で可決され、令和2年7月1日に条例を施行しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について基本理念を定め、多摩市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、差別の解消に関する施策を総合的に推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生し、安心して暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例をつくった目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものです。

【解説】

この条例は、「全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生し、安心して暮らすことのできる社会（共生社会）の実現に寄与すること」を目的としています。

この共生社会を実現するという目的を達成するため、第2章で、障害を理由とする差別の解消についての基本理念や、市、市民及び事業者の責務を定めています。第3章及び第4章では、差別の解消に関する施策を総合的に推進することを定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【趣旨】

この条例で使う用語について、人によって解釈の仕方に違いが生じないよう、定義しています。

- (1) 障がい者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあつては、障がい）」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

【解説】

「障がい者」の定義は、障害者差別解消法第2条第1号と同じ内容としています。障害者手帳を持っているかどうかに関わらず、この定義に当てはまる人が対象になります。「その他の心身の機能の障害」には、難病、高次脳機能障害、医療的ケア児等を含んでいます。

なお、市では、「障害」という言葉について、人を直接的に形容するために用いる場合は、害の字を「がい」と平仮名で表記か、または可能な場合には他の言葉で表現しています。

- (2) 差別 不当な差別的取扱いをすること及び合理的配慮をしないことをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とした区別、排除、制限その他障がいのない者と異なる取扱いをすることにより、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害することをいう。
- (4) 合理的配慮 障がい者が障がいのない者と同等の機会及び待遇が確保され、又は権利を同等に行使できるよう、当該障がい者の意向を尊重した上で、性別、年齢、障害の状態その他個々の状況及び具体的場面に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。ただし、人的、物理的又は経済的その他の負担が過重であるものを除く。

【解説】

- (2) 差別
障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」が差別にあたると解されています。

市の条例でも「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供（合理的配慮をしないこと）」を差別としています。

- (3) 不当な差別的取扱い
正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいのない人と異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いといいます。

「正当な理由」にあたるのは、客観的に正当な目的（安全の確保、財産の保全、事務又は事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）に照らしてやむを得ないと言える場合です。第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」があることが必要です。障害を理由として異なる取扱いをすることは原則として認められないため、「正当な理由」があると言える

場合は極めて限定的な場合に限られます。このため、本当に客観的に見て正当な目的があり、その目的に照らしてやむを得ないといえるのかどうかを慎重に判断する必要があります。

正当な理由がある場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要があります。

(4) 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と同じように活動したり、権利を行使したりできるよう、障がいのある人の意向を尊重した上で、個々に応じて必要な対応や工夫をすることを合理的配慮といいます（第7条第1項で、市と事業者は合理的配慮を提供する義務があることや、合理的配慮の提供が必要な場面の具体例を記載しています。）。

障害者差別解消法では、合理的配慮を行うには障がい者の意思表示が必要とされています。しかし、市の条例では、障がい者の意思の表明がなくても、「意向を尊重した上で」合理的配慮を行うものとして規定しています。

「人的、物理的又は経済的その他の負担が過重であるものを除く」とは、次の①～③の視点を踏まえ、個別の状況等により総合的・客観的に判断する必要があります。

- ① 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用又は負担の程度

(5) 社会的障壁 障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【解説】

社会的障壁とは、障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で妨げとなるような「社会における事物、制度、慣行、観念」等を指します。

事物 利用がしにくい施設、設備等

（例：狭い通路、手すりやスロープのない階段、音声案内システム、点字表示、ルビのない案内板）

制度 障がいのない人を前提としている制度

（例）・障害を理由として雇用条件を制限する。

・正当な理由なく、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れての入店を拒否する。

- ・ 障害が理由で自筆が難しい場合の代筆の申し出を拒否する。

慣行

障がい者を意識していない慣習や文化等

(例) ・ 連絡先に電話番号しか記載されていないため、それ以外の連絡手段が取れない。

- ・ 書類の文章表現が難しかったり、ルビが振られていないため理解しづらい。

観念

障がい者への理解不足から生じる凝り固まった考え方

(例) ・ 誤解や思い込みから、免疫機能障がい者への一切の接触を避ける。

- ・ 知的障がい者に対して、不快になるような態度をとったり、子供扱いをする。

- ・ 聴覚障がい者に対して、全員に「大きな声で話す」といった対応をする。

[補足]

聴覚障害の種類(伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴など)や聞こえづらさの度合いは様々です。必要なコミュニケーション方法を使いましょう。

- (6) 市民 市の区域内(以下「市内」という。)に居住する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。

【解説】

市民とは、市内に住んでいる人、市内の会社やお店などで働いている人、市内の学校などに通っている人を指します。

- (7) 事業者 市内において、営利活動その他の事業を行う者(市を除く。)をいう。

【解説】

事業者とは、市内で営利活動その他の事業を行っている人を指します。営利・非営利、個人・法人は問いません。事業者に該当するかは、団体の規模、活動の内容、活動の期間などから判断します。

第2章 基本理念及び責務

(基本理念)

第3条 差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 全ての障がい者は、差別を受けることなく、地域で自立して生活するほか、どこで誰とどのように生活するかについての選択が尊重されるとともに、社会を構成する一員として経済、文化その他のあらゆる活動に参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されること。
- (2) 差別の多くが障がい者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、差別を解消するための取組は、障害及び障がい者に対する理解を啓発する取組と一体のものとして行われること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がい者一人ひとりに異なる生きづらさ及び思いがあること並びに差別は虐待及びいじめにつながるおそれがあることを理解し、当然に合理的配慮を行うよう、それぞれの責務を果たすこと。
- (4) 差別を解消するための取組は、障がい者及び障がいのない者が多様性を相互に認め、関わり合い、協力して行うとともに、これを将来の世代にも継承すること。

【趣旨】

障害を理由とする差別をなくすための前提となる考え方について定めたものです。

【解説】

- (1) 障害者基本法第3条及び障害者差別解消法第1条を参考に、全ての障がい者が、差別を受けることなく、地域で自立して生活したり、社会参加する機会が確保されることにより、人として尊厳ある生活が保障されることを規定しています。
- (2) 差別が起こる原因の多くは、障がい者に対する誤解や偏見、理解不足などが考えられます。そのため、障害や障がい者について知ること、理解を深めることが差別解消に繋がります。差別解消と理解啓発は相互に関連していて、双方に関する取組は一体的に行われることを規定しています。
- (3) 障がい者は一人ひとりに異なる生きづらさや思いがあり、法律や条例で規定している差別にあたらぬ事柄であっても、精神的苦痛を感じる場合があります。また、障がい者差別はそれだけにとどまらず、虐待やいじめに発展して、問題の拡大を招く恐れがあります。これらを十分に理解した上で、市、

市民及び事業者は、当然に合理的配慮を行いながら、それぞれの責務を果たす必要があります。

- (4) 障がいのある人もない人もお互いにその多様性を認め、関わり合い、協力することによって、差別が解消され、第1条で目標として掲げている「誰もが暮らしやすい共生社会」の実現を目指します。そして、これを将来の世代にも継承していくことが重要であると考えます。

(市の責務)

- 第4条 市は、次章及び第4章に定める施策のほか、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、差別を解消し、及び共生社会を実現するために必要な施策を障がい者基本計画等に定め、関係法令との調和を図りながら総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、差別の解消における障害に対する理解の重要性を認識し、市民及び事業者に対して第14条に定める理解の促進、啓発その他の取組を実施するとともに、障がい者に対して自己の人権が保障されていること及び合理的配慮を求めることができることについての理解を深められるよう取り組むものとする。
- 3 市は、第8条から第12条までに定める差別に関する相談等の体制について周知し、障がい者及びその家族その他関係者が差別に関する相談等しやすい配慮を行うとともに、相談等を受けた場合は、障がい者一人ひとりの背景、心情等の理解に努め、それぞれの状況に応じた対応をするものとする。
- 4 市は、前3項に定める責務に係る施策の策定及び実施にあたっては、障がい者その他の市民及び事業者に必要な情報を提供し、障がい者その他の市民及び事業者の意見を聴き、当該施策の策定及び実施に反映するよう努めるものとする。
- 5 市は、第1項から第3項までに定める責務に係る施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

第4条では、市の責務について定めています。

第1項では、障害者差別解消法などの趣旨や前条で定めている基本理念にのっとり、差別解消と共生社会の実現のために必要な施策をしなければならないことを規定しています。

施策の内容は、多摩市障がい者基本計画、多摩市障害福祉計画、障がい児福祉計画、その他の行政計画等に明記されます。これらの計画による施策は、関係する法令の趣旨と食い違いのないよう、総合的・計画的に実施されます。

第2項では、市は、市民や事業者に対し、第14条に定める理解促進、啓発等の取組を実施することを規定しています。

また、障がい当事者に対しても自己の人権が保障されていることや、合理的配慮を求めることができることについての理解が深められるよう取組を行うことを定めています。現状、日常生活を送る上で障壁を解消する責任は障がい当事者にあるという考え方が、当事者やその家族を含め、未だ根付いているという社会的課題が背景にあります。

社会的障壁を取り除くことは社会の責任であり、従来の認識の改変を目的として規定しています。

第3項では、市は、第8条から第12条までに定められている差別に関する相談等の体制について周知することとともに、相談しやすい環境を整えることを規定しています。

第4項では、市は、市の障害福祉施策について協議する「多摩市地域自立支援協議会」や第13条で規定する「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」等において、障がい当事者や事業者等から広く意見を聴き、情報提供を行うとともに、施策の策定・実施に反映するよう努めることを規定しています。

第5項では、市は、予算の範囲内において、差別解消に必要な予算を確保し、執行に努めることを規定しています。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障がい者に対する理解を深めるとともに、前条第1項に定める施策に協力することによって差別の解消及び共生社会の実現に寄与するよう取り組むものとする。

2 市民及び事業者は、差別又はその疑いがある事案を発見したときは、市に情報を提供するものとする。

3 事業者は、その事業を行うにあたり、障がい者に対する支援を適切に行うため、従業者に対し、障害及び障がい者に対する理解を深める取組を行うよう努めるものとする。

【解説】

第5条では、市民及び事業者の責務について定めています。

第1項では、市民及び事業者は、障害や障がい者に対する理解を深めること、前条第1項に定める市の施策に協力することを規定しています。市が障がい

者^さ差別^{べつ}解消^{かいしょう}のための^{ため}施策^{せさく}にと^と取り組^とむだけでは、差別^{さべつ}解消^{かいしょう}や共生^{きょうせい}社会^{しゃかい}は実現^{じつげん}できません。市民^{しみん}及び^{および}事業者^{じぎょうしゃ}の障害^{しょうがい}理解^{りかい}や施策^{せさく}への協^{きょう}力^{りよく}が重要^{じゅうよう}であると考え^{かんが}ます。

第^{だい}2項^{こう}では、市民^{しみん}及び^{および}事業者^{じぎょうしゃ}は、差別^{さべつ}又は^{また}その疑^{うたが}いのある^{ある}事案^{じあん}を発見^{はっけん}したときは市^しへ情報^{じょうほう}提供^{ていきょう}するものとしています。

第^{だい}3項^{こう}では、事業者^{じぎょうしゃ}は、事業^{じぎょう}実施^{じっし}にあたり、障^{しょう}がい者^{しゃ}に対する^{たい}支援^{しえん}を適切^{てきせつ}に行^{おこな}えるよう、従^{じゅう}業^{ぎょう}者に、障害^{しょうがい}理解^{りかい}を深^{ふか}める取組^{とりくみ}を行^{おこな}うよう努^{つと}めることを規定^{きてい}しています。

第3章 差別の解消

(不当な差別的取扱いの禁止)

第6条 何人も、障がい者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【解説】

障がい者本人だけでなくその家族も不当な差別的取扱いを受けることから、市では家族に対する不当な差別的取扱いも禁止しています。

(合理的配慮の提供)

第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において障がい者から社会的障壁の除去を求める意思の表明(本人による意思の表明が困難な場合においては、障がい者の家族、介助者等意思疎通を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。)があったときは、当該社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供する場合
- (2) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合
- (3) 不動産に係る契約を行う場合
- (4) 労働者の採用又は労働環境に係る措置を行う場合
- (5) 就労に係る相談又は支援を行う場合
- (6) 医療を給付し、又はリハビリテーションを提供する場合
- (7) 福祉サービスを提供する場合
- (8) 教育を行う場合
- (9) 保育を行う場合
- (10) 療育を行う場合
- (11) 防災に関する事業を実施する場合又は災害が発生した場合
- (12) 文化、スポーツ又は芸術に係る活動を行う場合
- (13) 選挙等を行う場合
- (14) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
- (15) 前各号に掲げるもののほか、事務又は事業が社会的障壁となつて、障がい者の日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

【解説】

障がい者やその家族等から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合、市と事業者は合理的配慮を提供する義務があります。障害者差別解消

法では、事業者による合理的配慮の提供は、これまで努力義務でしたが、令和3年5月の法改正により義務化されました（公布後3年以内に施行）。

市では、平成30年に施行された東京都障害者差別解消条例と同様に、本人からの意思表示があったときは、市・事業者ともに合理的配慮を義務としています。なお、第2条（4）のとおり、意思表示がなくても合理的配慮の提供に努める必要があります。

合理的配慮が必要な場面の具体例について、(1)～(15)に記載しています。

2 市及び事業者は、合理的配慮を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 障がい者が社会的障壁の除去を求めやすい環境を整備すること。
- (2) 障がい者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要な合理的配慮が一人ひとり異なることを踏まえ、障がい者の求めを適切に理解し、対応すること。
- (3) 合理的配慮の提供に関し過重な負担が生じる場合又は直ちに合理的配慮を提供することが困難な場合は、障がい者及び市又は事業者の双方による建設的な対話を行うことにより、その代替的な措置の実施その他の障がい者の理解を得られる対応をすること。

【趣旨】

市及び事業所が合理的配慮を行う上での留意事項について記載しています。

【解説】

- (1) 現状、障がいのある方はそれぞれの障害特性や心情等により、合理的配慮を求める意思表示がづらい状況があります。このことから、市及び事業所は合理的配慮を行うにあたり「障がい者が社会的障壁の除去を求めやすい環境を整備すること」を規定しています。
- (2) 障がい者の性別、年齢、障害特性、障害の程度等に応じて必要な合理的配慮は一人ひとり異なります。障がい者の声に耳を傾けること、直接的に求められていなくとも、障がい者の求めている配慮を正しく理解し、合理的配慮を行うことを規定しています。これは、第3条第3号の基本理念を踏まえて規定しています。
- (3) 障がい者が必要としている方法での配慮が難しい場合は、建設的対話によって双方の意見を伝え合い、お互いに歩み寄り、他の解決策を探ることが重要です。代替手段も見つからず、結果として合理的配慮をするには負担が重すぎる場合は、その理由を説明して障がい者の理解を得よう努める必要があります。最初から合理的配慮を提供しないこと、建設的対話をしないことが差別にあたります。

3 市は、合理的配慮の提供について障がい者及びその家族その他関係者の意見を聴き、必要な取組について調査及び研究を行うものとする。

【解説】

市は、合理的配慮の提供について、障がい者、その家族、その他関係者の意見を聴きながら、必要な取組について調査や研究を行います。

その取組内容については、第13条で定める多摩市障がい者差別解消支援地域協議会での意見等を踏まえて検討します。

4 市民は、第2項各号に掲げる事項を基本として、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めるものとする。

【解説】

東京都障害者差別解消条例に基づき、市と事業者は合理的配慮を提供することは義務と定めていますが、市民に対しては努力義務としています。

5 市は、市民及び事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を講ずるものとする。

【解説】

市は、市民と事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を実施することを規定しています。

(相談等)

第8条 障がい者及びその家族その他関係者は、市に対し、差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談を受けたときは、事実の確認又は調査を速やかに行うとともに、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 情報の提供に関する事項
- (2) 対象事案に関係する者の間の調整に関する事項
- (3) 関係行政機関等の紹介に関する事項

3 特定相談の対象事案に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならない。

4 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者に、第2項に定める事項の全部又は一部を委託することができる。

【解説】

第1項では、本条に基づく差別に関する相談（差別を受けた、差別の疑いのある事案を発見したときなど）を「特定相談」と言い、市の障害福祉課が窓口となって、特定相談を受けることを規定しています。「その他関係者」とは、障がい者の後見人や保佐人、障がい者を支援する相談支援事業者や福祉事業者、障がい者の友人や同僚等を指します。

第2項では、市が、特定相談を受けた際、事実の確認または調査を速やかに行うとともに必要に応じて(1)から(3)の事項を行うものとして規定しています。

第3項では、特定相談の対象事案に関係する者は、正当な理由がある場合を除き、市が行う前項に定める事項に協力しなければならないことを規定しています。

第4項では、市は、第2項で規定している特定相談の事実確認や調査の全て又は一部を、障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援業者に、委託することができることを規定しています。

(助言又はあっせんの申立て)

第9条 障がい者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「差別対象事案」という。）があるときは、多摩市長（以下「市長」という。）に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

2 障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者が代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、その差別対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

【解説】

助言とは、申立てをした者（あるいは差別をしたとされる者）に解決策を

提示することです。あっせんとは、市長が申立てをした者と差別をしたとされる者の間に入り、双方に解決案を提示することです。

第1項では、障がい者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案があるときは、市長に対し、解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができるとを定めています。

第2項では、助言又はあっせんについて、障がい者の家族、後見人その他障がい者を現に保護する者は、当該障がい者に代わり、申立てをすることができるとを定めています。ただし、明らかに当該障がい者の意思に反するものである場合には認められません。

また、第3項(1)～(3)のいずれかに該当する場合においても申し立てをすることはできません。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

※ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てが優先されるため。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

なお、第8条に規定する特定相談を経ずに申立ての手続きをすることも可能ですが、基本的には、特定相談として調整しても解決に至らなかった場合に助言又はあっせんの申立ての手続きに進むことを想定しています。

(事実の調査)

第10条 市長は、前条第1項の申立てがあったときは、差別対象事案の事実について必要な調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。

【解説】

第8条に基づき、市は、特定相談を受けた際も事実の確認又は調査を行うことを規定しています。助言又はあっせんにあたり更に調査が必要な場合や、特定相談を通さない申立てがある場合を想定し、申立てがあった際にも事実の調査ができるよう本条を規定しています。

(助言又はあっせん)

第11条 市長は、第9条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る助言又はあっせんの要否及び内容について、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の意見を求めるものとする。
2 協議会は、前項の助言又はあっせんの要否及び内容を判断するために必要があると認めるときは、差別対象事案に関係する者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
3 市長は、第1項の協議会の意見を尊重し、差別対象事案に関係する者に対し、助言又はあっせんを行う。

【解説】

第1項では、市長は、助言又はあっせんの申立てがあったとき、助言又はあっせんが必要かどうか、また、助言又はあっせんの内容について、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会に意見を求めることを規定しています。

第2項では、協議会は前項で規定されている内容を協議するにあたって、差別対象事案について詳しい情報が必要であると認められるときに、関係者に対して、協議会へ出席し、説明をしてもらい、意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

第3項では、市長は、協議会の意見を尊重した上で、差別対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うことを規定しています。

(勧告及び公表)

第12条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別対象事案に関係する者（第9条第1項の申立てをした者を除く。）が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

市長は、差別対象事案に関係する者（申立てをした本人を除く。）が正当な理由なく助言又はあっせんに従わないとき、勧告することができます。また、正当な理由なくその勧告にも従わない場合、市長は、その旨を公表することができます。公表する内容は、勧告を受けた事業者等の氏名や住所、勧告の内容です。

第1項及び第2項の「正当な理由」は、災害や急病、長期入院など、生命や身体に危険が及んでいるやむを得ない事情がある場合を指します。

市長は第2項の規定による公表を行う場合、あらかじめ勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えなければなりません。

(協議会)

第13条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項

(2) 第11条に定める助言又はあっせんに関する事項

(3) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための必要な事項

3 協議会は、障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者又は当該分野に識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- 4 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

第13条では、協議会の組織及び運営について必要な事項を定めています。

第1項では、多摩市障がい者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき設置するものとしています。なお、第11条第1項に基づき、助言又はあっせんに関して市長から意見を求められる役割をもっていることから、地方自治法第138条の4第3項に基づき、市長の附属機関としても位置付けています。

第2項では、協議会で話される内容を次の(1)から(4)のとおり規定しています。

- (1) 市が行う差別を解消するために必要な取組について、検討し提言をすること。
- (2) 第11条で定められている、助言又はあっせんが必要かどうか、またその内容に関すること。
- (3) 市が行う、差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認と、実施状況に応じて施策の見直しに関する提言をすること。
- (4) (1)から(3)のほか、差別を解消するための取組をより効果が高くかつ滞りなく行うための事項に関すること

第3項では、協議会の委員は、障がい者、福祉、医療、教育、就労その他の障がい者の自立と社会参加に関係する分野の事務に従事する者、またはその分野に学識がありそれに基づいて意見を述べることができる者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する者で構成されることを規定しています。

第4項では、協議会の委員の任期について規定しています。協議会の委員の任期は、2年とし、任期中に委員を辞退したとき、それに代わる委員（以下、補欠委員）の任期は前任者の残りの任期分とします。この場合において、補欠委員としての任期を満了した後、再び協議会委員の職に就くことに影響はありません。

第5項では、協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしたり、不当な目的に利用したりすることを禁止しています。委員辞退後や任期満了後も同じ扱いとします。

第6項では第1項から第5項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は市長が別に定めることを規定しています。

第4章 共生社会の実現に向けた基本となる施策

(障害及び障がい者に対する理解の促進)

第14条 市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市民及び事業者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、啓発その他必要な取組を行うこと。
- (2) 障がい者に対する支援を適切に行うため、市の機関の全ての職員及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行うものをいう。）の業務に従事する者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な研修及び啓発を行うこと。
- (3) 障がい者及び障がいのない者がお互いの理解を深められるよう、幼少期からの交流の機会の拡大及び充実を図ること。
- (4) 共に学び合い育ち合う教育の重要性を考慮し、児童及び生徒が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施すること。

【解説】

第14条では、市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、(1)から(4)の取組を行うものとしています。

- (1) 第4条第2項に基づき、市は、差別の解消における障害に対する理解の重要性を理解し、市民及び事業所に対して啓発その他必要な取組を行うこと。
- (2) 障がい者に対する支援や合理的配慮を適切に行うため、市の機関の全ての職員及び指定管理者が障害及び障がい者に対する理解を深められるよう、必要な研修及び啓発を行うこと。
- (3) 障がいのある人と障がいのない人がお互いの理解を深められるよう、様々な環境整備や保育園・幼稚園など、就学前の子供の頃からの交流の機会を増やすこと
- (4) 共に学び合い育ち合う教育の重要性を考慮し、一緒に勉強したり、遊んだりできるような環境整備や、障害や障がい者に対する理解を深めるために必要な取組を実施すること。

(共生社会の実現に向けた取組)

第15条 市は、前条に定めるもののほか、共生社会の実現に向け、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 障害の有無にかかわらず、全ての市民が個々の状況に配慮した教育を受けられるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 障がい者の就労を促進するため、障がい者からの就労に関する相談を受け、必要な支援を行うこと。
- (3) 事業者が障がい者の働きやすい環境を整えることができるよう、啓発及び情報の提供を行うこと。
- (4) 手話、文字、点字、音声、分かりやすい表現等の障害の特性に応じた意思疎通の手段を普及し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、及び意思疎通をすることができるよう、必要な支援を行うこと。

【解説】

第15条では、市は、第14条に定める取組に加えて、共生社会を実現するために、次の(1)から(4)の取組を行うものとしています。

- (1) 障害のあるなしに関わらず、全ての市民がそれぞれの状況に合った教育を受けられるよう、必要な対応や取組を行うこと。

[補足]

ここでの「教育」は、学校教育のみでなく、公民館等で開催される市民講座等の社会教育を含むため、「全ての市民」を対象にしています。

- (2) 障がい者の就労を促進するために、障がい者からの就労に関する相談を受け、必要な支援を行うこと。
- (3) 障がい者が働きやすい環境を整えることを目的として、事業者に対して啓発及び情報の提供を行うこと。
- (4) 聴覚障がい者に対して手話や文字(要約筆記・筆談等)を使うこと、視覚障がい者に対して点字や音声案内を使用すること、知的障がい者に対してわかりやすい伝え方をするなどそれぞれの障害に合わせたコミュニケーション方法を広く周知するとともに障がい者が様々な情報を得やすく、コミュニケーションを取りやすくするために必要な取組を行うこと。

だい しょう ぎつそく
第5章 雑則

(いにん)
(委任)

だい しょう じょうれい さだ
第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項
は、しちょう べつ さだ
は、市長が別に定める。

ふ ぞく
附 則

(せこうきじつ)
(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(けんとう)
(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、障がい者に係る法制度の
どうこう かんあん じょうれい しこう じょうきょう けんとう くわ けつが もと
動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。

(ひじょうきんとくべつしよく しよくいん ほうしゅうおよ ひょうべんしょうとう かん じょうれい いちぶかいせい)
(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和38年
たまし じょうれいだい ごう いちぶ つぎ かいせい
多摩市条例第19号)の一部を次のように改正する。
べつびょうだい しょうがいしえんくばんにんていしんさかい こう つぎ つぎ くわ
別表第1障害支援区分認定審査会の項の次に次のように加える。

しょうがいしゃさべつ 障がい者差別	かいちょう 会長	にちがく 日額	12,500円 ^{えん}
かいしょうしえんちいき 解消支援地域	ふくかいちょう 副会長	にちがく 日額	11,800円 ^{えん}
きょうぎかい 協議会	いじん 委員	にちがく 日額	10,700円 ^{えん}